

毎週火、金曜日発行(但休日には当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇人委告示 職員の任用に関する規則に基づく選考基準の一部改正

一 行政職選考基準中

二二二二 九二五九	一一四七 一一	二等級に八年以上在職	三等級に四年以上在職
--------------	------------	------------	------------

を

二二二二 六九二六	一一三六 〇三六〇	二等級に六年以上在職	三等級に三年以上在職
--------------	--------------	------------	------------

に改め、

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第一号

職員の任用に関する規則に基づく選考基準(昭和三十二年鳥取県人事委員会告示第三号)の一部を次のように改正し、昭和三十五年二月六日から施行する。

昭和三十五年二月六日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

備考3を次のように改める。

3 勤務成績良好なもの又は特に必要があると認められるものを三等級以上の職に任用しようとするときは、経験年数又は在等級年数に次に掲げる割合を乗じて得た年数をもつて経験年数又は在等級年数とすることができる。

三等級の職の場合

八割以上

二等級以上の職の場合 六割以上

二 公安職選考基準中

一四七 二等級に六年以上在職

〇三六 二等級に五年以上在職

に改め、

備考3を次のように改める。

3 勤務成績良好なもの又は特に必要があると認められるものを二等級以上の職に任用しようとするときは、経歴年数又は在等級年数に次に掲げる割合を乗じて得た年数をもつて経歴年数又は在等級年数とすることができる。

二等級の職の場合 八割以上
一等級の職の場合 六割以上

四 研究職選考基準中

一四七 二等級に四年以上在職

〇三六 二等級に三年以上在職

に改め、

備考3を次のように改める。

3 勤務成績良好なもの又は特に必要があると認められるものを二等級以上の職に任用しようとするときは、経歴年数又は在等級年数に次に掲げる割合を乗じて得た年数をもつて経歴年数又は在等級年数とすることができる。

二等級の職の場合 八割以上
一等級の職の場合 六割以上

五 医療職(口)選考基準中

一一九 二等級に一〇年以上在職

一一六 二等級に七年以上在職

に改め、

備考3を次のように改める。

3 勤務成績良好なもの又は特に必要があると認められるものを二等級以上の職に任用しようとするときは、経歴年数又は在等級年数に次に掲げる割合を乗じて得た年数をもつて経歴年数又は在等級年数とすることができる。

二等級の職の場合 八割以上
一等級の職の場合 六割以上